○財務省告示第二百五十四号

物価連動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件（平成十六年二月財務省告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月七日

財務大臣　麻生　太郎

第二条第一項中「平成二十三年九月十一日」を「平成二十八年九月十一日」に改め、同項第一号中「平成23年9月11日」を「平成28年9月11日」に、「平成22年」を「平成27年」に改め、「物価連動国債」の下に「（平成28年9月10日以前に発行された物価連動国債と同一の記号として発行されている物価連動国債を除く。）」を加え、同項第二号中「平成18年9月11日」を「平成28年9月11日以降に発行された物価連動国債であって、平成28年9月10日以前に発行されている物価連動国債と同一の記号として発行されたものの場合及び平成23年9月11日」に、「平成23年9月10日」を「平成28年9月10日」に、「平成22年」を「平成27年」に、「平成17年」を「平成22年」に改め、同項第三号中「平成18年9月10日」を「平成23年9月10日」に、「平成22年」を「平成27年」に、「平成17年」を「平成22年」に、「平成12年」を「平成17年」に、「平成23年9月10日」を「平成28年9月10日」に、「平成22年」を「平成27年」に、「平成17年」を「平成22年」に改め、同項第四号中「平成23年9月11日」を「平成28年9月11日」に、「平成22年」を「平成27年」に、「平成17年」を「平成22年」に改める。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十八年九月七日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣臨時代理　国務大臣　松本　純
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県愛甲郡愛川町角田字下小沢六〇三、六三五から六三七まで、六四〇の一、字小沢谷戸一〇八一の二・一〇八二の二（以上二筆国有林）、一〇八一の一、一〇八二の一、字滝ノ前三四八七の一、三四八八、三四八九の一、三四九〇、字杉畠三七五八の一、三七五八の二、三七九から三七七一まで、三七七三、三七七九の一、字幣山三八四八、三八五一の一、三八五一の二、三八五一の四、字金山三九六六の一八・三九六六の一九・三九六七の六（以上三筆国有林）、三九六六の一二、三九六六の一三、三九六七の一、字海底坂上四一四六の三・四一四六の四・四一四八の二・四一四八の三・四一四八の六・四一四八の七・四一四九の四・四一四九の五（以上八筆国有林）、四一四六の一、四一四八の一、四一四八の四、四一四八の五、四一四九の一、四一四九の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下小沢六〇三、六三五から六三七まで、六四〇の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び愛川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区小原字大明神二七〇の一〇、与瀬字大久保一五四六の一、千木良字境山一六四〇の一から一六四〇の一二まで、一六四二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区寸沢嵐字山道二三一〇の一五、二三一〇の一七、二三一〇の一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県大津市田上森町字中尾谷一〇五七、一〇五七の一、一〇五七の二、字岩尾谷一〇五八の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇五八、字唱代一〇五九、一〇五九の一、一〇五九の二、字高尾一〇六〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備